

第 7 回 新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会
議事概要

日 時：令和 7 年 8 月 22 日（金）13:00～15:30

場 所：虎ノ門 37 森ビル 12 階会議室（Web 会議併用）

出席者：湯浅座長、生野参与、大塚参与、岡本参与、黒田参与、溜箭参与、
林参与、藤谷参与、松前参与、弥永参与、吉谷参与

事務局：高角局長、大野次長、魚井課長、中山法令基準室長、豊福企画官代理

【議事】

1. ガイドラインの検討について

（１）第 4 章（公益信託認可の申請等）

（２）第 5 章（公益信託の財務規律・情報開示等）

2. ワークショップ・調査研究について

【概要】

○ 事務局から、資料 1 に基づき説明を行った。参与からの主な意見は以下の通り。

1. ガイドラインの検討に関する討議

<第 4 章（公益信託認可の申請等）>

【利益相反取引について】

- 私は③（利益相反取引について、「①『ミニマムベネフィット』を上回らない水準」又は「②受託者が負担した費用又は原価を合理的に算出できる」のいずれも難しい場合に、個別取引について重要な事実を開示し、信託管理人の同意を得れば認められるというは問題だと考えている。信託管理人は公益信託の運営等がルールに従っているかどうか、手続きが適正化どうかを判断できる能力はあるが、利益相反取引になる個別取引について、①～③で示すような条件に当てはまるか否かの適正な判断はできないのではないか。本来信託管理人に対して求める任務、能力を超えて過酷であると思われる。
- そもそも、「②受託者が負担した費用又は原価を合理的に算出」できない場合というのは、受託者の費用算定能力、体制が整っていないとみなされるのではないか。①又は②に当たらない③の取引がある場合は、当該利益相反取引に関して対価は 0 であるべきではないか。

- 自分は、B案を見て、自己取引とはならない、立替払いを想定したのかという感想を持ち、そういった観点からの記載を置いた方が良いと感じた。今との意見を聞いて、購入から時間が経過しているというような、費用又は原価を合理的に算出できるからではない場合には、②を使うのではなく、①を使うという選択肢はあると思う。②を満たさないような場合はそもそも受託者の費用算定能力等が足りていないと見なされるのではないかと御意見に関して言えば、②はどういうケースを想定された記載であるかということが重要なのではないかと考える。
- ③が必要となるのは、おそらく、信託行為を締結する時点では、今後想定される利益相反取引について事前の費用又は原価の合理的な算出が難しい場合であろう。認可された後にある程度時間が経過して、利益相反取引を行うときに、はじめてどのくらいの費用がかかるか合理的に算出できるようになる場合もあるのではないかと考える。その適正性を判断できる能力のある信託管理人を確保することができるのであれば、③の対応が必ずしも不適当ということにはならないと考える。
- 利益相反取引に関して、これまで信託法第31条を基に議論されているが、第31条だけで議論するのが妥当なのだろうか。「受託者（NPO法人等）が公益信託のために自らの物品や役務を提供し、その費用を信託財産から支出する」例があるが、これは信託法第48条の「受託者が必要と認められる費用を固有財産から支出した場合」に相当すると考えられ、例では「受託者が信託財産に物品や役務（サービス）を販売するものであり、信託法第31条第1項第1号に該当」と書いているが、これは適当ではない。いずれにしても、議論になっているようなここまでの細かな事項を詰める必要がある利益相反取引は大規模な取引だけであると考えられ、正確なその詳細の算定は規模の大きな団体（公益信託）でないと難しく、規模の小さい子ども食堂などを行う団体（公益信託）において同様の粒度で費用又は原価の算定を行うことは難しいのではないかと考える。
- ②ができないのは受託者の能力がないという議論が出たが、大規模な団体（公益信託）では②が可能かもしれないが、小規模な団体（公益信託）では②は能力の問題ではなく実務上ほとんど不可能であり、②ができるかできないかを、団体（公益信託）の規模を問わず一律の考え方にするのは妥当ではない。
- また、信託法31条2項2号の取扱いに関して、説明資料P16に関する意見書を出しているので、確認していただきたい。
- 信託法の規律として、受益者が特定されているのが第31条の規律だと認識しており、受益者が特定されている場合、その受益者が同意すれば利益相反行為でも成立する。一方で、公益信託は受益者が不特定多数であり、信託管理人がどこまでの能力を持っているか確証がないため、信託管理人の同意を得ると言っても難しいのではないかと考える。また、公益信託は様々な活動を行うことが想定されるため、子ども食堂のような例で様々な活動が起こっているときに、一つ一つの活動の運営主体から財産や費用支

出をすることと、公益信託の側から財産や費用を支出することとが競合することはありうる。したがって、利益相反の規律を細かく規定することは現実性に欠いている。小規模な団体でも取引可能な規律にしておいて、大規模な団体の場合にはより具体的な上乗せの規律を求めることとすべきであろう。このような子ども食堂の例などの利益相反となる事例について、公益信託の支出と団体の資産の支出が競合したときにどのように処理するのかを、もう少し分かりやすく規定すべきである。

- 大規模な信託と小規模な信託について、利益相反行為に限らないが、同一のレベルの正確性を求めるような規制を設けるのは無理がある。これまでの研究会の議論でも規模別の規制の必要性は出てきており、個別の論点の議論においても考慮されるべきである。
- ②を満たさないような場合はそもそも受託者の費用算定能力等が足りていないと見なされるのではないかと、という自分の意見に関して言えば、「正確に（費用又は原価を）算定する」ということと、「合理的に（費用又は原価を）算定する」ということとは全く別であり、「1円1銭単位まで正確に（費用又は原価を）算定する」ことができないければ受託者の費用算定能力等が足りていない、という主張ではない。また、信託法第48条と第31条の話もあったが、この2つも基準は別であり、第31条の利益相反取引に該当する場合には、それなりの基準の厳しさが需要ではないかということを示している。
- 論点の確認として、受託者が、物品が必要なときに第三者から購入すれば費用償還として信託財産から払い出す。これは、形式的には自己取引に見えるが、信託法第48条で許可されているから信託財産から費用を償還していいというのが基本的な考え。受託者が固有財産として持っているときに自分の財産で処理すればいいというのは形式的には理解できるが、その取引において、お手盛りの過剰に利益を乗せることが事実上可能であり、その場合は利益相反取引だから適正な価格であるべきだ、ということを示しているだけで、市場で第三者から買えばいいものを自己で持ち出しているから論点が増えているだけではないか。適正な価格での取引については、公益信託の規模を問わず求められるべきことである。
- 意見書（参考資料2・P9）項番13番について、公益信託の場合受益者がおらず、公益のためかというのが重要な観点である。信託管理人は公益を図るために動くことが求められているが、公益信託の仕組みは行政庁の認可が前提となっていてできる。緊急でない場合には、あらかじめ信託行為に記載されるべきという事務局案に賛成である。書き方は信託管理人の承認を得てなど柔軟な書きぶりをするのは可能だと思慮する。柔軟な書きぶりをして委託者と合意することは問題ないが、行政庁の認可としても柔軟な記載に必要な体制を受託者に求める必要があると考える。
- 公益信託法施行規則において、利益相反に当たる場合には信託行為に記載するように定めが置かれたこと自体に異論がある訳ではない。具体的に利益相反行為に該当する

取引条件を議論するに当たっては、信託管理人の同意があれば信託法上は相対的に緩い規制になっていることを考慮すべきである。大規模な信託に対しては行政庁が厳しく関与してくということは妥当であるが、小規模な信託においては細かく信託行為に記載がされていなくても信託管理人の同意があれば柔軟な対応が可能とした方がいいと考える。

- 小規模には実務上の要請として緩い運用は理解しているが、公益信託という枠組みを使う都合上、利益相反に限らないが、公益信託法制として守るべき規律は守る必要がある。小規模公益信託に対しても、利益相反についてはきちんと対応していくべきである。信託管理人の同意のみで可能とするなど柔軟な運用をするのであれば、信託管理人に非常に高い能力が求められる。

【信託財産に属する金銭の運用について】

- 信託行為に詳細が記載されていない場合は、受託者の能力も含めて厳しく審査すると理解した。公益信託における運用のイメージは、積極的にリスクを取るような運用ではなく、安定的な運用の方がデフォルトなのだろう。
- 運用の専門家が受託者でない場合に運用してはいけないということまで言うつもりでない。説明資料 P13 の②のところでポートフォリオ構成やリスク度合いまで信託行為に書くとしているが、これは資産運用に知見のない人が関与するときに安心であろうという理解。信託銀行での実際の対応は、信託銀行では目標リターンなどまでは書いておらず、柔軟な運用ができるようにしている。委託者、受託者が意見交換をして柔軟な対応をしているが、ガイドラインはそういった専門家がならないケースを想定していることは理解。ただし、期待リターンを信託行為で決める段階で、一義的に定められるかは疑問である。書く場合も書かない場合も出てくると思うが、ガイドラインに例示で記載するのはいいと思うが、これを必須にするというのは、書きすぎではないか。
- 期待リターンに適合できる分散運用を実施すること自体が運用の専門家でないと難しい。運用の視点を合意することを受託者に求めることは必要、期待リターンをどう作ろうとするのか理解していない人が運用しようとするのは大変でなので、運用の専門家と相談して対応してほしい。
- 運用に関して、「利殖目的」とあるが、財テクのようなものであると適切でない。安全を求めすぎるのも適当でない。信託財産をきちんと分散投資をして収益をあげつつ、サステナブルに収益を公益に使っていくことを想定してガイドラインに記載されるべき。今回は信託行為における記載として運用方針を決めることは、やりすぎではないかを感じる。財産の運用に関して専門家をきちんと使う、専門家に託すことも必要。運用はここ（ガイドライン）ではなく、行為基準にあたるようなところで専門家に頼むことを求めるようなことを書き、ここではそこまで求めない方がいい。行為

の段階での専門家の活用にシフトすべきで、最初の時点から信託行為に運用方針を記載することは避けるべき。

【第三者からの寄附の受け入れについて】

- 委託者以外の者から追加信託を受け入れるというのは、具体的にはどういった場合なのか。裁量によって受け入れ可能というのは、もともとの信託の目的に照らして受け入れるということか。
- 追加信託以外の寄附については、受託者の裁量でするのは可能であろう。追加信託の場合は、その位置づけは理論的にどう位置付けるか難しいが、信託の変更に類するものであるため、委託者の同意が必要であると通常の信託でも考えられている。委託者が追加されることで当初委託者が想定していたものと異なる運用がされるリスクもある。
- 遺言で委託者がいない場合、委託者権限が大きいような追加信託を受け入れるのは大変である。追加信託を受け入れる場合の委託者権限は限定的にすべきであり、ガイドラインにもその旨記載が必要ではないか。ガイドラインの全般的な書き方にも関わるが、「信託行為に書いた方がいいという事項（should）」と、「信託行為に絶対書かなければならない事項（must）」との違いが分かるようにすべきである。
- 運用については、株式・不動産は念頭に置いているが、著作権などの知的財産権では運用かそうでないかの区別も難しいのではないかと。著作権を使って信託を達成するというようなノウハウが広がるためにも、著作権等の運用に係る規定は緩く定めていただきたい。

【公益信託の目的と公益事務の内容について】

- 信託行為において公益信託の目的と公益事務を記載する箇所があるが、信託の変更による信託の目的の位置づけが明確でないのではないので、ガイドラインで方針を示したほうがいい。
- 今回のガイドラインでは公益信託の目的を詳細に信託行為に記載することが求められているため、その目的を変更するならば委託者の合意が必要である一方、公益事務に関しては、公益信託の目的の範囲内であれば受託者・信託管理人の合意で変更してよいと整理することも一案なのだろう。
- 信託の目的は、信託行為全体を見た上で、必ずしも信託契約書の目的だけでないといふ一般には解説される。一方で、公益信託においては信託契約書の目的に信託の目的を全て記載し切るのが良いとガイドラインで明示すべき。
- 公益目的の記載に関しては、ガイドラインで丁寧に記載された方がいい。公益の目的としては幅広いものを認めて、受託者がそれを具体化していくことも裁量性を認める

などをガイドラインに記載すべき

【委託者の承諾書について】

- 信託契約書と別に書類を作るべきという意図か？契約にしっかり書かれていればいいと思うが、申請だからまだ契約していないからという意図か。
- 遺言信託の場合で、遺言執行者が信託契約を変えられない可能性が高い。遺言信託の場合に、変更可能性を許容することをガイドラインに記載してはどうか。

【合議制機関に関して】

- 能力が低い場合には、合議制機関でサポートするという考えは、それをやると公益法人と同じになり、公益信託のメリットが生かせなくなるので、合議制機関の設置は特定の場合に限定するべきである。法制審の議論でも合議制機関の設置は必ず求めないことや公益法人と比較して軽量軽装備であることが求められている。

【受託者が個人の場合の住所の取扱いについて】

- 弁護士だけでなく、一般の個人事業者にも認めるべき。
- 受託者個人の生活の住所記載は避けるべき、ネット公開で本人だけでなく親族のプライバシー侵害なども影響がある。

<第5章（公益信託の財務規律・情報開示等）>

【特定資産公益信託の計算書類について】

- 特定資産公益信託については、可能な限り計算書類等は簡略化したほうが良いと思われるため、現時点で記載されている事務局の方針には基本の考え方として賛成である。特定資産公益信託の受託者としても、事務処理のハードルが下がる。
- 特定資産公益信託であっても、できるだけ複式簿記での記載の方が望ましいという意見を聞いている。特定資産公益信託であっても、複式簿記が望ましいということをガイドラインに記載しても良いと思う。
- 資料4でひな形が提示されている。特定資産公益信託では必ずしも該当事例がある訳ではないと思うが、収支計算書における資金の範囲をどこまでと考えるか、有価証券の評価差額の表示方法等といった検討も必要であると理解している。
- 現行の公益信託における実務に際して、有価証券の時価評価はしていない。

【受託者に関する情報を記載する書類について】

- 受託者が株式会社等である場合、社としての情報開示をする資料に従業員数を記載しているが、ここに常勤・非常勤の別は書いておらず、この粒度の情報で足りることと

していただきたい。

- 閲覧請求があった場合に、受託者が電磁的記録で保存している財産目録等を閲覧させる義務を負うことは承知している。その上で、受託者が当該財産目録等に記載している事項は、内閣府のHP（公益法人information）で公開されるはずであり、そのURLを受託者に示すという対応の方が寧ろ対応として親切なのではないか。
- 財産目録等に記載されている事項が受託者のHPで示されるということとの関係で、デジタル技術の活用が難しい者も想定される。デジタル技術に必ずしも精通していない受託者にまで、受託者HPをこのために開設し、必要事項の公開を求めるということとは厳しい。

2. ワークショップ・調査研究について

- 参与についてリモート参加可能としていただいた配慮に感謝したい。
可能であれば、現場団体にも参加してもらえればと思う。中間支援団体や大規模な団体ではなく、あまり大規模な団体では無くとも現場団体を入れて、公益信託制度は使える制度になりそうだと思ってもらいたい。

以上